

京都市生涯学習総合センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年11月10日

京都市教育委員会

委員長 水野彌一

京都市教育委員会規則第8号

京都市生涯学習総合センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市生涯学習総合センターの組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(開館時間及び休館日)

第1条 京都市生涯学習総合センター（以下「センター」という。）の開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。ただし、教育長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第1条関係）

区分	開館時間	休館日
センター (分館を 除く。)	午前9時から午後9時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）は、午前9時から午後5時まで	火曜日（当該火曜日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

分館	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日及び休日は、午前9時から午後5時まで	毎月の第2火曜日及び第4火曜日（これらの日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
----	--	--

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### (準備行為)

2 この規則による改正後の京都市生涯学習総合センターの組織及び運営に関する規則の規定による使用の許可の申請その他センター（分館を除く。）を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(生涯学習総合センター総務課)